

よしかわ観光協会備品使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、よしかわ観光協会（以下「協会」という。）が保有する備品（以下「協会備品」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用者)

第2条 何人も、協会備品を使用することができる。ただし、使用目的が次の各号のいずれかに該当する場合を除くものとする。

- (1) 吉川市の品位を傷付け、又は傷付けるおそれのあるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (3) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与える恐れのあるとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、その使用が不相当であるとよしかわ観光協会会長（以下「会長」という。）が認めるとき。

(使用許可申請)

第3条 協会備品を使用しようとする者は、あらかじめよしかわ観光協会備品使用許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要書類を添えて会長に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の申請書は、協会備品を使用しようとする日前7日までに提出しなければならない。ただし、会長が特別な事情があると認めたときは、この限りでない。

(使用許可)

第4条 会長は、前条の規定による申請書を受けた場合において、協会備品の使用を適当と認めたときは、よしかわ観光協会備品使用許可書（様式第2号。以下「許可書」という。）を交付するものとする。

2 会長は、前項の許可に際し、管理上必要な条件を付することができる。

(使用期間)

第5条 協会備品の使用期間は、借用と返却に要する期間を含め、原則1回につき5日間以内とする。ただし、特別な事情を有しかつ会長が認めた場合は、この限りでない。

(備品の種類及び使用料)

第6条 協会備品の種類及び使用料は、別表のとおりとする。

2 使用料は、許可書の交付時に納付するものとする。

(使用料の免除及び還付)

第7条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を免除すること

ができる。

(1) よしかわ観光協会会員が使用するとき。

(2) 公共又は公益を目的とする事業に供するために使用するとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、使用料を免除することが妥当であると会長が認めるとき。

2 使用する備品が悪天候その他やむを得ない理由により、使用できなかった場合で会長が認めた場合は、第6条の規定により納付した使用料は還付することができる。

3 前項の使用料の還付を受ける場合は、よしかわ観光協会備品使用料還付申請書（様式第3号）に使用料の領収書を添えて会長に提出しなければならない。
（使用上の遵守事項）

第8条 協会備品を使用する者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 許可を受けた目的に限り使用すること。

(2) 使用期間を遵守すること。

(3) 許可書の許可条件及び付記事項を遵守すること。

(4) 返却時には、第11条に規定する庶務担当者の検査を受けること。

（許可の取消し）

第9条 第4条の規定により使用許可を受けた者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はこの要綱の規定に違反したときは、よしかわ観光協会備品使用許可取消通知書（様式第3号）により、その許可を取消することができる。

2 前項の規定により使用許可を取消された者は、以後の使用許可は受けることができない。

3 第1項の規定により使用許可を取消した場合は、第6条の規定により納付した使用料の還付はしない。

4 協会は、使用許可を受けた者に許可の取消しによる損害が生じても、一切の責めを負わない。

（原状回復）

第10条 協会備品を汚損した場合は、使用許可を受けた者の責任と負担において、弁償又は修補等により原状に復さなければならない。

（庶務）

第11条 協会備品の使用取扱いに関する庶務は、吉川市市民生活部商工課において処する。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、協会備品の使用取扱いについて必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

備品の種類及び使用料（1回当たり）

備品名	単位	使用料	備考
キャラクター着ぐるみ	1式	5,000円	
テント	1張	2,000円	幅5.4m×奥行3.6m
簡易テント	1張	1,000円	幅3.0m×奥行3.0m
提灯	1式	2,000円	提灯100張（電球、ソケット、ケーブル付）
寸胴鍋	1個	1,000円	
寸胴鍋用ガスバーナー	1台	1,000円	
大羽釜	1口	1,000円	
大羽釜用かまど	1基	1,000円	

備考

- 1 第5条の規定により、5日間超の使用が認められた場合の使用料は、5日間ごとに1回と見なす。ただし、第9条に規定する原状回復を行うために要する期間は、これに含めないものとする。
- 2 寸胴鍋用のかまど及び大羽釜用のガスバーナー並びにプロパンガスは、使用者にて用意すること。